

償却資産の新規取得補助金

申請期限は9月30日(水)

対象 次の①～④のすべてに該当する事業者

①市内に工場または事業所を有しており、次のいずれかに該当する中小企業者

業種	規模
小売業	資本金5,000万円以下または従業員50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または従業員100人以下
卸売業	資本金1億円以下または従業員100人以下
その他の業種	資本金3億円以下または従業員300人以下

②市税の滞納がない

③県信用保証協会の信用保証除外業種（風俗営業、農業、漁業など）に該当しない

④臨海部に事業所を有している場合、公害防止に関する協定の基準を遵守している

対象となる資産 平成31年1月2日～令和2年1月1日に購入により取得し、市の固定資産課税台帳に登録されているもの

補助金額

資産の種類	補助対象経費	補助率	補助限度額
①償却資産 ※取得価格の総額が小売・サービス業は30万円以上、卸売業・その他の業種は100万円以上必要です。	取得価格の総額	2%	①と②を合わせて上限300万円
②工場などの 新增設 ※臨海部に立地する事業所で、既存緑地に替えて工場などを新增設した場合が対象です。	工場などの固定資産評価額	2%	

申請書類 申請書、請求書、償却資産申告書および種類別明細書の写し、補助金交付手続チェック表、市税の完納証明書（30日以内に発行のもの）
※工場などの新增設の場合は、固定資産税課税明細書（納税通知書に同封）または名寄帳兼課税台帳の写し、緑地に替えて工場などの新增設を行ったことわかる図面および写真を添付してください。

申込み 9月30日(水)（必着）までに商工課企業応援係 ☎(95)9895

※申請書類は、商工課窓口またはホームページ「へきなん企業応援NAV I」で入手できます。

10月1日は法の日

無料相談をご利用ください

☎ 市民課戸籍係 ☎(95)9880

●法への理解を深めましょう

法の日は、皆さんに法の役割や重要性について考えてもらうきっかけとなるように、「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会的秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

☎ 名古屋家庭裁判所 ☎052(223)0994

●司法書士会無料法律相談会

とき 10月1日(木) 13時～16時

ところ 市役所2階談話室5

内容 土地や建物の相続、売買などの登記、会社や法人の登記、簡易裁判所訴訟代理業務、筆界特定の手続き申請など

☎ 生田裕一司法書士事務所 ☎(42)8990

●土地家屋調査士会登記法律無料相談会

とき 10月1日(木) 13時～16時

ところ 市役所2階談話室1

内容 土地建物の表題登記および土地の境界に関する諸問題など

☎ 県土地家屋調査士会岡崎支部 ☎0564(55)8851

●各種申請書などの作成は行政書士へ

行政書士会員でない人が、他人の依頼を受けて報酬を得て業務を行うことは、法律で禁止されています。官公署に提出する書類の作成を他人に依頼するときは、ご注意ください。行政書士は、行政書士法に基づき次の業務を行っています。

- ・官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類作成および作成についての相談
- ・書類を官公署に提出する手続きの代理
- ・行政書士が作成できる書類の契約代理

☎ 県行政書士会 ☎052(931)4068

●行政書士による書類作成無料相談会

とき 10月1日(木) 13時～16時

ところ 市役所2階談話室4

内容 相続、贈与、売買、遺言、営業許可、会社法務、農地転用、開発許可、自動車登録、車庫証明など行政手続き書類作成について

☎ 県行政書士会碧海支部予約担当 ☎(55)1630

●土曜公証（遺言、離婚、契約など）無料相談会

とき 10月3日(土) 10時～16時

ところ 西尾公証役場

相談員 公証人

内容 遺言、離婚・金銭貸借・借地・借家・任意後見契約などの公正証書の作成、会社設立の定款や外国提出書類などの認証

☎ 西尾公証役場 ☎0563(54)5699